

大椎台自治会個人情報取扱規定

(目的)

第1条 この規定は、本会が所有する個人情報について、その適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。各会員においても、活動上、知り得た情報を第三者にもらすことがないよう、また個人情報が記載された資料を安易に取り扱うことがないよう努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱規定を、総会資料又は回覧等で会員に毎年周知するものとし、新規の会員については、書面の掲示等により周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、会長が「自治会加入届」「家族（世帯）カード」「調査票」などを、会員又は会員になろうとする者から受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2. 本会が会員から取得する個人情報は、会員の住所、氏名（家族及び同居人を含む）、性別、生年月日（年齢）、電話番号のほか、援護の要否、緊急時連絡先、その他の項目で、会員等が同意する事項とする。

(利用)

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的において利用するものとする。

- (1) 会員名簿、地図の作成
- (2) 会費の請求及び管理
- (3) 回覧その他文書の送付
- (4) 会員の親睦、交流活動
- (5) 防災、防犯活動
- (6) 災害等の緊急時における支援活動
- (7) 千葉県市内自治会事務委託料に関すること

(管理)

第6条 取得した個人情報は、会長又は会長が指名した役員が保管し、適正かつ厳重に管理するものとする。

2. 会員名簿は、配布を受けた個々の会員が適正に管理する。
3. 不要になった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第7条 取得した個人情報は、次に掲げるものを除き、あらかじめ本人の同意なく提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合で本人から同意を得るのが困難なとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令に定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

2. 個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、委託先を適切に監督するものとする。

(提供に関する記録の作成)

第8条 取得した個人情報を第三者に提供したときは、提供年月日、提供先の氏名又は名称、提供した個人情報の概要を記録し、保管するものとする。

(開示・訂正)

第9条 会員は、本会对し、本会が取得した会員自身の個人情報の開示を請求できる。
2. 会員は、本会が取得した会員自身の個人情報の内容について訂正を請求できる。
本会は、請求に理由があると認められるときは、保有する個人情報を訂正する。

(苦情対応)

第10条 本会は、会員からの本会が取得した個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

附則

この規定は、令和2年4月25日から発効する。